

ビジョン・計画の策定前に――

# ご意見をお寄せください

パブリック・コメント

「パブリック・コメント（市民意見提出手続）」とは、市民の皆さんに市の計画や条例を原案の段階でご覧いただき、建設的なご意見を踏まえてより良いものを目指そうとする制度です。市は皆さんから寄せられたご意見を参考にして、最終的な意思決定を行います。

今回は、

- ①第3次北はりま定住自立圏共生ビジョン（案）
- ②西脇市生涯学習推進計画（案）
- ③西脇市スポーツ推進計画（案）
- ④第2次西脇市環境基本計画（案）

の4つのビジョン・計画について、ご意見を募集します。

西脇市・多可町域の活性化を目指して

## ① 北はりま定住自立圏共生ビジョン

意見募集：1月1日～31日



「第3次北はりま定住自立圏共生ビジョン」は、西脇市と多可町が締結する「北はりま定住自立圏形成協定」に基づき実施する取り組みを定めるもので、令和3年度から7年度を計画期間としています。定住自立圏とは、自治体の

枠組みを超えて生活に必要な都市機能を確保する中心市とその近隣市町村で形成するものです。「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市と近隣市町村が相互に連携・協力することで、圏域全体の活性化を図っています。

西脇市と多可町は平成22年10月、将来にわたって持続可能な地域社会を実現していくために北はりま定住自立圏形成協定を締結。人口減少や少子高齢化の進行、ICT（情報通信技術）の進展などの社会環境の変化を踏まえ、

- ①生活機能の強化
- ②結びつきやネットワークの強化
- ③圏域マネジメント能力の強化

の3つの視点から、圏域一体となって長期的かつ継続的な取り組みを実施します。

◆意見の提出先・問合せ  
〒677-8511  
西脇市郷瀬町605番地  
西脇市次世代創生課  
☎22-3111／内線211  
FAX22-1014  
✉sousei@city.nishiwaki.lg.jp

誰もが輝き、充実した人生を

## ② 西脇市生涯学習推進計画

意見募集：1月19日まで



「西脇市生涯学習推進計画」は、令和3年度から7年度を計画期間と定めた計画です。社会教育法の改正や、新たな教育基本法に基づく「教育振興基本計画」などの生涯学習に対する考え方を踏まえながら、市民の「学び」の推進を

図ります。  
計画の基本理念は「人生100年 誰もが輝き充実した人生を紡いでいける ふるさと西脇をめざして」。  
本市では今後ますます人口減少や少子高齢化の進行が予想されます。それらを念頭に、

高齢者などの生きがいづくりのほか、地域社会の課題解決に向けた学びと活動の好循環を創出するため、基本理念に沿って、3つの基本目標を定めています。

- ①学習を進めるための環境づくり
- ②学習による人材づくり
- ③学習による地域づくり

（自主的・主体的に学習を進めていくための体制づくり）  
（学習による人材づくり）  
（学習支援の充実と学習活動を支える人材づくり）  
（学習による地域づくり）  
（学習成果が地域活動などで生かされる仕組みづくり）

◆意見の提出先・問合せ  
〒677-0015  
西脇市西脇790番地の15  
西脇市教育委員会  
生涯学習課  
☎22-5996 FAX22-6015  
✉manavita@city.nishiwaki.lg.jp

生涯にわたり、スポーツに親しむ

## ③ 西脇市スポーツ推進計画

意見募集：1月19日まで



「西脇市スポーツ推進計画」は国のスポーツ基本計画を基に策定する地方スポーツ推進計画で、西脇市の実情に即したスポーツの推進を計画的に図ろうとするものです。

令和3年度から7年度を期間とする計画の基本理念は、

「スポーツに親しみ、笑顔でつながる 健康都市にしわき」。  
人生100年時代と呼ばれる社会では、健康寿命の延伸や共生社会の実現は重要な課題です。誰もがいつでも気軽にスポーツを親しむ機会づくりを推進することで、笑顔が絶

えない地域を創出し、そこに生まれるつながりによって地域社会が活性化し、市民生活が健康で豊かになることを目指します。計画では基本理念に沿って、3つの基本目標を定めています。

- ①生涯スポーツの振興
- ②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進など
- ③競技スポーツの振興
- ④各種大会の開催、上位大会出場者の支援など
- ⑤スポーツの環境整備
- ⑥施設の有効活用、指導者の育成など

◆意見の提出先・問合せ  
〒677-0015  
西脇市西脇790番地の15  
西脇市教育委員会  
生涯学習課スポーツ振興室  
☎22-5996 FAX22-6015  
✉sports@city.nishiwaki.lg.jp



## 寄せられたご意見を紹介 (抜粋)



西脇市太陽光発電設備の設置手続に関する条例（令和2年10月実施）

（ご意見）

土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域等への設置を禁止してほしい。

（回答・考え方）

条例施行規則で太陽光発電設備の設置に適さない区域として、土砂災害特別警戒区域を指定する予定です。

西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例（令和元年6月実施）



（ご意見）

育児の楽しさや大変さを体験できる「乳幼児のふれあい交流会」などの命の授業を、小学生だけでなく子どもを産むということが最も近い高校生にも行ってほしい。

（回答・考え方）

こどもプラザでは、市内3高校で生徒のライフプランを考える機会となる講座を開催。また、子育て講演会での託児やイベントでのワークショップで、乳幼児と触れ合う機会を設けています。



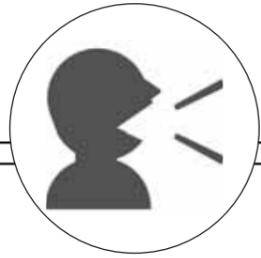
西脇市新庁舎・市民交流施設整備基本計画（平成30年5月実施）

（ご意見）

多機能ホール（市民交流施設）のステージを広くし、楽屋や控室、リハーサル室を設けてほしい。

（回答・考え方）

舞台形状や動線などの利便性を見直します。また、楽屋を設けるほか、施設内の諸室を控室やリハーサル室として利用できるようにします。



## ビジョン・計画へ 意見を提出する方法

### ◆原案の閲覧場所

- ・担当課
  - ①北はりま定住自立圏共生ビジョン（次世代創生課／市役所2階）
  - ②西脇市生涯学習推進計画（生涯学習課／総合市民センター）
  - ③西脇市スポーツ推進計画（生涯学習課スポーツ振興室／総合市民センター）
  - ④西脇市環境基本計画（環境課／市役所1階）

- ・情報公開コーナー（市役所2階）
- ・図書館
- ・市ホームページ

### ◆意見の提出方法

任意の様式で持参、郵送、ファックスまたはメールで提出してください。  
※意見内容を確認する場合に限り、個人情報を利用します。

### ◆意見の提出先・問合せ

各ビジョン・計画の担当課

### ◆その他

- ・ご意見には、住所、氏名（団体名）、電話番号、ビジョン・計画名を明記してください。
- ・電話や来庁による口頭での意見は受けられません。
- ・提出意見に対する個別の回答はしません。
- ・ビジョン・計画への意見の反映結果など市の考え方は、提出意見とともに、後日、市ホームページで公開します。

## 基本目標の具体的な施策

### ①安全で健全かつ快適な環境のまちづくり

- ・大気、水質、土壌のモニタリング
- ・不法投棄、野外焼却対策の推進

### ②環境への負荷が少ない循環型のまちづくり

- ・3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進
- ・廃棄物の適正処理の推進

### ③水、緑、生物等の多様な生態系を育むまちづくり

- ・生物多様性の保全
- ・自然の活用と創出

### ④気候変動への適応および脱炭素化社会形成に貢献するまちづくり

- ・再生可能エネルギーの活用
- ・省エネルギーの推進 など

### ⑤環境を守り育てる仕組みを育むまちづくり

- ・環境と産業の融合促進（観光資源としての自然環境の整備、保全）

### ⑥環境の保全と創造に貢献する担い手を育むまちづくり

- ・環境に関する学習・啓発の推進
- ・環境保全活動の推進

### ◆意見の提出先・問合せ

〒677-8511  
西脇市郷瀬町605番地  
西脇市環境課  
☎22-3111／内線392  
FAX22-3515  
✉kankyou@city.nishiwaki.lg.jp



## 意見募集：1月19日まで

西脇市では平成23年12月、「西脇市の環境をまもる条例」に基づいて、良好な環境の保全や創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「西脇市環境基本計画」を策定。以降、環境への負荷が少ない持続可能な

社会を構築し、本市の自然に恵まれた環境をより良いものとして将来の世代に確実に引き継ぐ取り組みを進めてきました。今回ご意見を募集する「第2次西脇市環境基本計画」は、

計画期間としており、市の最上位計画である「第2次西脇市総合計画」の将来像を、環境面から実現するためのものです。この計画の望ましい環境像は「森・水・人 未来織りなす 自立・循環のまちにしわき」と設定。計画では良好な環境の保全と創造に関する施策のほか、市民、事業者、市が自分事としてそれぞれ配慮すべき事項を、総合的かつ計画的に推進することを明記しています。一方、国では令和32年（2

050年）までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現を目指しています。第2次西脇市環境基本計画においても、低炭素社会から脱炭素社会への取り組み、また、時代の転換期（SDGs）持続可能な開発目標（SDGs）環境・経済・社会の総合的な向上を目指した大きな方向性を示す内容として、計画では左上の6つの基本目標や施策を定めています。なお、原案の策定には市民アンケートや事業者等へのヒアリングを実施。また、計画はおおむね5年後の令和7年度をめどに見直しを行い、社会経済情勢やさまざまな環境問題の変化などに適応した計画とします。